

令和 7 年 第 6 回

佐野市農業委員会総会議事録

佐野市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月24日（火）午後1時30分から午後2時06分まで

2. 開催場所 佐野市役所 6階 大会議室A・B

3. 出席委員 (15人)

会長	16番	大芦 宏
委員	1番	新井 勉
委員	2番	川田恒夫
委員	4番	石澤和枝
委員	5番	齋川英夫
委員	6番	小関昭男
委員	7番	深澤雄二
委員	8番	中島福一
委員	9番	小林秀男
委員	10番	松島 明
委員	11番	蘆原洋子
委員	12番	小久保勝
委員	13番	立川幸一
委員	14番	澁江修身
委員	15番	野村春男

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 会議書記の指名について

日程第4 報告第1号から報告第2号までについて

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

日程第5 議案第1号から議案第5号までについて

議案第1号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 非農地証明願について

議案第4号 佐野農業振興地域整備計画及び地域農業経営基盤強化促進計画の変更
について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	塩野目裕
副参事	森久仁彦
農地調整係	係長 亀山聡士
	主査 峯 裕江
	主査 安在亮人
	主事 島田佳汰
	主事補 小林 准

7. 会議の概要

事務局長	ただいまから、令和7年第6回佐野市農業委員会総会を始めさせていただきます。
議 長	開会に先立ち、本日の出席委員数を報告してもらいます。事務局長。
事務局長	はい、ご報告申し上げます。ただいまの出席委員は、15名でございます。 また、農地利用最適化推進委員の出席は15名でございます。
議 長	事務局長の報告のとおり、出席委員数は15名であります。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。 ただいまから、令和7年第6回佐野市農業委員会総会を開会いたします。

これより、議事日程に入ります。

日程第1、会期の決定についてであります。本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(なしの声)

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に、日程第2、議事録署名委員の指名についてであります。総会規則第19条第2項の規定により、議席番号4番 石澤和枝委員、議席番号14番 澁江修身委員を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第3、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、農業委員会事務局職員の峯裕江主査、安在亮人主査を指名いたします。ご了承願います。

次に、日程第4に入ります。報告の案件は、報告第1号から報告第2号までであります。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和7年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第1号 朗読し報告)

議長

事務局の報告が終わりました。報告第1号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について事務局に報告してもらいます。

事務局

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について、このことについて、佐野市農業委員会事務局事務専決規程第2条

第7号の規定により、次のとおり専決処分したので、同規程第3条の規定により報告します。

令和7年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(報告第2号 朗読し報告)

議 長

事務局の報告が終わりました。報告第2号は、事務局の報告のとおりであります。ご了承願います。

次に、日程第5に入ります。本日、ご審議いただく案件は、議案第1号から議案第5号まででございます。

はじめに議案第1号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願いについてを議題といたします。事務局に議案第1号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第1号 農地法施行規則第29条第1号該当証明願いについて、次のとおり証明願いがありましたので、意見を求めます。

令和7年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第1号 朗読し説明)

議 長

ありがとうございました。

事務局の説明が終わりました。なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第1号29条49番について、調査班お願いします。

調査班

規則29条49番について報告します。農地法に基づく検討状況ですが、転用目的が自己の耕作のための農業用通路であることから、農地法施行規則第29条第1号の農地の転用の制限の例外に該当すると思われます。

以上のようなことから、現地調査班の意見は証明できると思われます。

議 長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第1号について、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって議案第1号については、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局に議案第2号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり許可申請がありましたので、意見を求めます。

令和7年6月24日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第2号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。

議案第2号 5条1167番から5条1169番について、調査班お願いします。

調査班

5条1167番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第1種農地のため原則不許可です。立地基準は、集落接続に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1168番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

5条1169番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、許可の基準は第2種農地のため、周辺の他の土地に立地することができる場合は不許可です。立地基準は、代替地がない場合に該当し、一般基準は、2番から12番までを検討した結果、記載のとおりとなっており、許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は許可相当と思われます。

議長

ありがとうございました。以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第2号については、転用に係る面積が30a以下の案件でありますので、栃木県農業会議常設審議委員会からの意見聴取は行わず、他法令との調整のうえ申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。よってそのように決定いたしました。

次に、議案第3号 非農地証明願についてを議題といたします。
事務局に、議案第3号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第3号 非農地証明願について、次のとおり証明願いがありましたので、意見を求めます。

令和7年6月24日 提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第3号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。議案第3号 非農地557番について、調査班お願いします。

調査班

非農地557番について報告します。願出地の周囲には農地はないため、営農に支障はないと思われます。願出地は人為的に転用行為が行われ

ており、また20年以上経過しており、非農地証明はやむを得ないと思われます。

議 長

ありがとうございました。

以上で調査班による報告が終わりました。これより議案第3号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第3号については、願いのとおり証明することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第3号については、願いのとおり証明することに決定いたしました。

次に、議案第4号 佐野農業振興地域整備計画及び地域農業経営基盤強化促進計画の変更についてを議題といたします。

事務局に議案第4号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第4号 佐野農業振興地域整備計画及び地域農業経営基盤強化促進計画の変更について、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和7年6月24日提出 佐野市農業委員会会長。

議案の説明に入る前に、議題について説明させていただきます。以前までは農業振興地域整備計画の変更のみを議題としておりましたが、令和7年3月31日に地域計画が策定されたことにより、農地転用及び非農地証明願いの際に地域計画の区域からの除外も必要となりました。

地域計画は、佐野市においては農業振興地域内の農用地区域、いわゆる青地について設定されておりますので、今回の議案において農業振興地域整備計画と地域計画からの除外を合わせて諮るものとなります。

(議案第4号 朗読し説明)

議 長

事務局の説明が終わりました。

なお、本件については調査班により現地調査が行われておりますので、調査結果の報告に入ります。

議案第４号 農用地除外１０４番から１０６番について、調査班お願いします。

調査班

農用地除外１０４番について報告します。調査に係る意見ですが、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると農用地以外となります。また、申出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元が困難であると思われます。

以上のようなことから、現地調査班の意見は、非農地証明の見込みは有りと思われます。

農用地除外１０５番について報告します。農地転用許可基準に基づく検討状況ですが、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると第１種農地に該当し、許可の基準は原則不許可です。不許可の例外事由は、集落接続に該当します。一般基準は、２番から１２番を検討した結果、記載のとおりとなっており許可の基準は満たしているものと判断いたしました。

以上のようなことから、現地調査班の意見は、転用許可の見込みは有りと思われます。

農用地除外１０６番について報告します。調査に係る意見ですが、農地の区分は農用地区域内の農地です。農用地区域の変更が完了すると農用地以外となります。また、申出地は人為的に転用行為が行われており、農地への復元が困難であると思われます。

以上のようなことから、現地調査班の意見は、非農地証明の見込みは有りと思われます。

議長

ありがとうございました。

以上で調査班による報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第４号について、農用地及び地域計画から除外された場合の転用許可等の見込みの有無を有とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、そのように決定いたしました。

次に、議案第５号 農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。

事務局に議案第５号の説明をしてもらいます。

事務局

議案第５号 農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、佐野市長から協議がありましたので、意見を求めます。

令和７年６月２４日提出 佐野市農業委員会会長。

(議案第５号 朗読し説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

ここで、質疑に入る前に、議事参与の制限についてご案内します。

地域計画区域内１１５番及び１２８番について、議席番号９番 小林秀男委員が、議事参与の制限に該当します。

以上２件について審議します。

小林秀男委員の退室をお願いします。

(小林委員 退室１４：０４)

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。地域計画区域内の１１５番及び１２８番について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、そのように決定いたしました。
小林秀男委員の入室をお願いします。

(小林委員 入室 14:05)

次に、地域計画区域外及び地域計画区域内の115番、128番以外の案件について審議します。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。地域計画区域外及び地域計画区域内の115番、128番以外の案件について、計画のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、そのように決定いたしました。

以上をもちまして、本総会に提出されました全議案の審議を終了いたしました。令和7年第6回佐野市農業委員会総会を閉会いたします。慎重審議、ご協力ありがとうございました。

午後2時06分閉会